

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第62号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第47条の2中「第53条第34項」を「第53条第36項」に改める。

第47条の3中「第53条第46項又は第47項」を「第53条第42項又は第43項」に改める。

第59条中「第7条の2」を「第6条の8」に改める。

様式第8号の一般用の第1片の裏面の3、個人事業税用の裏面の3、個人事業税口座振替用の裏面の3、不動産取得税用の裏面の3、自動車税（種別割）用の裏面の3、自動車税（種別割）口座振替用及び鉱区税用の裏面の3中「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

「 様式第51号の不動産取得税用中 「通知書番号」 を

「整理番号」 に改める。

様式第64号の2中「第53条第33項」を「第53条第35項」に改める。

様式第65号の裏面の注の1の(1)中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「、その年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）」に、「（当該）を「とします。令和3年1月1日以後の期間については、その年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（以下「平均貸付割合」といいます。）に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該）に改め、同1の(2)のイ中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「（その延長された期間の属する年が特例基準割合適用年である場合における当該期間に限ります。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改め、同(2)のウ中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同ウを同(2)のエとし、同イの次に次のように加える。

ウ 令和3年1月1日以後の期間（その延長された

期間の属する年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合における当該期間に限ります。）
その年における当該加算した割合

県民税利子割
県民税配当割
県民税株式等譲渡所得割
県たばこ税

用の注の2及びゴルフ場利用税用の注の2並びに様式第118号の13の注の2中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「、その年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては」を削り、「における特例基準割合に年7.3パーセント」を「の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）に年7.3パーセント」に、「その年における特例基準割合に年1パーセント」を「当該特例基準割合に年1パーセント」に、「（当該）を「とします。令和3年1月1日以後の期間については、その年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該）に改める。

様式第156号の第1片の裏面の2中「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第8号、様式第65号、様式第115号、様式第118号の13及び様式第156号の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（用紙の使用に関する経過措置）

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税務課